



事例で紐解く

独禁法・下請法

元公取マンの
弁護士だけが伝えられる
事案解決の勘所



鈴木 満著

【体裁】A5判/340頁

【定価】4,070円(本体:3,700円+税10%)

事例で紐解く 独禁法・下請法



元公取マンの
弁護士だけが伝えられる
事案解決の勘所

鈴木 満

第一法規

- 公正取引委員会として、また弁護士として長年の経験をもつ著者が、**実際に経験した独禁法・下請法にまつわる事例**について解説。
- 著者だからこそ知り得る事例・事件の**具体的なエピソード**を通じて、**独占禁止法・下請法**についての公取委の判断傾向や弁護士が**事案を解決する際の勘所**がわかる。

本書の特長

内容見本

Episode
31

中部読売新聞社不当廉売事件・余話

——プロローグ——
筆者は、前項「独禁法エピソード30」で紹介した中部読売新聞社による不当廉売事件の終結後、この事件の中心人物から、この事件の背景事情を知らされた。その内容とは？

事案の背景と展開

この事件の中心人物は「竹井博友氏」(故人)であり、同氏を語ることはできない。それゆえ、筆者は、この事件の本質を知るうえで必要だと考え、「竹井博友」という人物を徹底的に調べた。同氏は、岐阜市の新聞販売店の長男として生まれ、大学を卒業後、読売新聞社に入社する。在職中、「新聞販売の神様」とも称された務光光雄氏(後の読売新聞社長)と深い関わりを持つ。その後、「竹井博友氏」は、読売新聞社を退職して不動産会社等を設立するが、昭和七(一九五二)年、当時は関東のプロツク紙であった読売新聞の大坂進出に、務光光雄氏の右腕となつて大活躍をする。読売新聞社がいかなる手法で大坂進出を果たしたか、その手法は、松本一郎「關東の人」大自然出版(一九七三年)に詳しく紹介されている。

その「手法」とは、①読売新聞社とは直接関係のない「竹井博友氏」がまず大坂市に印刷会社を設立する。②その後、この印刷会社は「大坂読売新聞」と社名を変え、朝夕のみ「読売新聞」を、月極座金二二〇円(他紙統合後の月極座金一八〇円の半額以下)で発行する。③発行部数が増え、月極座金(約五〇万部)になつた段階で朝夕刊セツト版を発行し月極座金も競争紙並みに引き上げる。というものである。

この読売新聞の大坂進出について、公取委が「差別対価」や「不当廉売」として問題にした形跡はない。新聞特殊指定が制定されたのは昭和三〇(一九五五)年であるから、読売新聞が大坂に進出した昭和七(一九五二)年に「差別対価」として問題にされるおそれにはなかつたのである。

Episode
47

多発する下請法の勧告・公表事件
——高まる下請法違反リスク——

——プロローグ——

ある司法修習生が、「最近、司法研修所において公取委が作成したパンフレットを用いて下請法の講義が行われている」と話を聞いた。これを聞いて筆者は、弁護士業務においても、下請法の重要性が認識されるようになったと理解した。下請法は平成一五(二〇〇三)年に大改正され、それまで、主として製造業(製造委託)・修理委託(修理委託)・ソフトウェア業(情報成果物作成委託)・ヤサビズ業(業務提供委託)を含め、ほぼ全業種に及ぼられ、それまで同法七条の勧告に従えば公表されなかつたが、改正後、勧告はすべて公表されるようになり、企業にとってレピュテーション・リスク(Risk)が著しく高まることになった。

筆者は、平成二六(二〇一四)年一〇月一五日、日本弁護士連合会ライプ実務研修において「下請中小企業のための下請法」と題して講演をした。この講演内容を踏まえて、以下、下請法を「九七」紹介する。

1 下請法の位置付け

下請法は、経済白書が「もはや戦後ではない」と称した昭和三一(一九五六)年に、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的に制定された。優越的地位の濫用行為を迅速かつ効果的に規制するための独禁法の簡易手続法である。

下請法は、制定後、昭和三七(一九六二)年・昭和三八(一九六三)年・昭和四〇(一九六五)年・昭和四八(一九七三)年に小規模に改正されたが、平成一五(二〇〇三)年改正(翌年四月施行)は、大幅かつ強烈な内容を含んでいた。

平成一五(二〇〇三)年下請法改正のポイントは次の二点である。
第一は、それまでは製造委託・修理委託という製造業が主規制対象であったものが、新たに情報成果物作成委託・業務提供委託が加えられたこと、すなわち、製造だけでなくほとんどの業種が規制対象とされたことである。第二は、それまでは改正前の下請法七条四項により公取委の勧告に従えば公表されなかつたものが、同項が削除され、勧告した段階でその旨を公表するようになったことである。

この改正によって、従来、どちらかというと、地味な法律であった下請法が、独禁法はりの「目立つ法律」に昇格した格好である。さらに、優越的地位の濫用(独禁法 条九項五号)については、最初の違反行為から課徴金賦課の対象になったこと(同法 〇条六)に倣い、同じ優越的地位の濫用の適用を規制する下請法も罰金を科するようになったことも含めない。従来でも、下請法、独禁法の重複適用の可能性はあったが、改正独禁法 条九項五号ハに、下請法四条一項一(四号)に規定されている受領拒否・支払遅延・代金の減額・返品品の四行為が例示されたことによって、改めて、下請法、独禁法の重複適用の可能性が高まったように



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

■ 目次

第一章 独禁法にまつわるエピソード38

- 1 第二次世界大戦後、なぜ独禁法が制定されたのか？
- 2 医療サービス分野にも独禁法が適用されるのか？
- 3 独禁法違反は価格引上げを申し合わせた時点で成立するのか？
- 4 「行政指導に従った」との抗弁が公取委に通用するのか？
- 5 事実認定に疑問が残る事件・その一
- 6 事実認定に疑問が残る事件・その二
- 7 事実認定に疑問が残る事件・その三
- 8 事実認定に疑問が残る事件・その四
- 9 「職権探知」による新規事件の企画・その一
- 10 「職権探知」による新規事件の企画・その二
- 11 入札談合は通常の価格カルテルとどこが違うのか？
- 12 我が国で初めて摘発されたゼネコン談合事件
- 13 「静岡事件」後、公取委が七年間談合摘発を中断したのはなぜか？
- 14 スーパーゼネコンはなぜ「談合離脱宣言」をしたのか？
- 15 談合がなくなる三つの理由
- 16 「談合」があるとなぜ落札率が九五パーセント超になるのか？
- 17 「談合」を発見する三つの方法
- 18 どう行動すれば談合から離脱したと認められるか？
- 19 なぜ従業員は談合から容易に抜け出せないのか？
- 20 こうすれば官製談合防止法八条違反行為はほぼ根絶できる
- 21 課徴金減免制度の導入によって成果があった六事例
- 22 課徴金減免の申請を躊躇して会社到大損害を与えた事例
- 23 「値上げ予定日」が課徴金算定の「始期」なのか？
- 24 協業組合は課徴金算定上「中小企業」に該当するか？
- 25 保険カルテルの課徴金算定対象売上額は営業保険料から支払保険料を差し引いた額か？
- 26 カルテル開始後の新製品は課徴金賦課の対象となるか？
- 27 業界秩序を乱すとして協会加入を拒否した事例
- 28 「優越的地位」の定義・誕生移話
- 29 「優越的地位の濫用行為」が露見するとき
- 30 「不当廉売」のリーディングケースとなった事件
- 31 中部読売新聞社不当廉売事件・余話
- 32 農協が独禁法の適用を除外されているのはなぜか？
- 33 「新聞の再販制度」に関する新聞(社)の報道姿勢
- 34 「書籍再販制度」は書籍の店頭陳列に役立っているか？
- 35 公取委の独立性が脅かされた事件
- 36 独禁法「告発基準」誕生秘話
- 37 自治体指定「ごみ袋」の小売価格はどう決めたらよいか？
- 38 災害復旧工事の事業者選定を事業者団体に任せてよいのか？

第二章 下請法にまつわるエピソード10

- 39 田中角栄氏が下請法制定に関わっていた？
- 40 世界的に珍しい下請法が我が国に存在するのはなぜか？
- 41 我が国に下請法が存在するもう一つの理由
- 42 下請法に違反する「子会社」「トンネル会社」とは？
- 43 建設工事の下請取引も下請法の適用対象とすべきではないか？
- 44 「ジャストイン・タイム方式」が下請法違反とされるとき
- 45 独禁法と下請法の調査方法が大きく異なるのはなぜか？
- 46 下請法の調査・指導はどのように行われているか？
- 47 多発する下請法の勧告・公表事件
- 48 下請法違反を未然に防止する極めて効果的な方法

第三章 景表法にまつわるエピソード4

- 49 どのような表示が「不当表示」と判断されるのか？
- 50 「沈まない太陽」を見に行ったが太陽は沈んでいた？
- 51 はるか遠方にある住宅地を「東上線朝霞駅近くの住宅地」と広告した事件
- 52 不動産広告「徒歩一分＝八〇メートル」ルール誕生秘話

第四章 入札改革にまつわるエピソード12

- 53 談合の実効確保手段となっていた「工事完成保証人制度」とは？
- 54 「工事成績条件付入札」により工事品質を格段に高めた事例
- 55 「松阪方式」による発注で、一〇〇億円を超える入札差金を得た事例
- 56 一般競争入札の全面導入で「天下り」を根絶させた事例
- 57 人口三万人の自治体が入札改革に成功した事例
- 58 「変動型最低制限価格制度」により「くじ引き」と「ダンピング」を排除した事例
- 59 機密性が極めて高い防衛省本庁舎の管理運営業務を一般競争入札に付したが、適当だったのか？
- 60 裁量行政が生む議員等による発注担当者への「私益的な口利き」
- 61 「口利き」の記録・公表制度により「私益的な口利き」を排除した事例
- 62 「公契約条例」制定により「官製ワーキング・プア」を防ごうとした事例
- 63 「声掛け運動」のすすめ
- 64 「予定価格・事前公表」のすすめ

公取委や省庁の入札監視委員等を務めてきたベテラン弁護士だからこそ知り得る、独占禁止法・下請法にまつわる事例エピソードが満載！

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉		
書 名	価 格	部 数
事例で紐解く独禁法・下請法 一元公取マンの弁護士だけが伝えられる事案解決の勘所― [096990]	定価 4,070円(本体3,700円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私有
フリガナ	TEL — —
ご氏名	様 ⑧ E-mail @

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印